

## 久御山町人権教育・啓発推進計画（第3次）（案）に関する住民意見（パブリックコメント）の募集結果について

◆意見募集期間 : 令和7年12月23日（火）～令和8年1月22日（木）

◆閲覧方法 : 総務課、ゆうホール、総合体育館、いきいきホール、荒見苑、クロスピアくみやま、あいあいホール、町ホームページにおいて計画（案）を閲覧

◆意見提出件数 : 2件

◆ご意見の内容と町の考え方

	ご意見の内容	ご意見に対する町の考え方	項目	計画への反映
1	「4 久御山町の取組」の中に、事前登録型本人通知制度のことを追加してはどうか？（本人通知制度が何を目的に進められているかわからない人もいたため）	事前登録型本人通知制度は、戸籍謄本・抄本などの証明書を、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人に通知するものです。 本町においても平成26年から本制度を開始し、戸籍等の不正請求・不正取得による人権侵害や、個人情報を悪用した権利侵害の抑制及び防止を図っているところです。 いただいたご意見の趣旨を踏まえ、計画へ追記します。	【第1章はじめに】	有
2	国が平仮名表記の「こども」を推奨しているため、計画内の「子ども」を平仮名表記に統一すべきでは？	こども家庭庁では、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」の使用を推奨していることから、下記の場合を除き平仮名表記の「こども」に修正します。 ※「こども」表記に修正しない場合 ①法令等に根拠がある語を用いる場合 ②固有名詞を用いる場合 ③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合	【第1章はじめに】 【第3章 人権問題の現状等】 【第4章 人権教育・啓発の推進】	有